

# くらしの情報 ふなばし

No.177

令和2年(2020年)11月15日発行  
船橋市消費生活センター  
船橋市本町1-3-1  
JR船橋駅南口フェイスビル5階  
TEL 047-423-3006

## 認知症で判断能力が不十分で 次々と必要ない契約を…… 成年後見制度で家族を守る！

### 目次

- ・判断能力不十分によるトラブル事例 1
- ・成年後見制度を知ろう …………… 2
- ・成年後見制度Q & A …………… 3
- ・成年後見制度の問い合わせ先 ……… 4

### 事例1

#### 自宅に来訪した業者に、次々と 屋根工事などの契約をさせられた！

認知症の父が、自宅にきた業者に、自宅の屋根や外壁、床下工事など5件以上の契約をさせられ、合計350万円を支払っていた。

すでにクーリング・オフの期間は過ぎている。

### 事例2

#### 必要のない化粧品や健康食品を 大量に購入している

認知症の高齢の姉が、通信販売で化粧品や健康食品を大量に購入し、開封しないまま山積みになっている。

家族から、契約の取り消しや今後契約しないことを申し入れたが「本人からの申し出でないと受け付けない」と取引をやめない。

### 事例3

#### 光回線などの申し込みを受けたという 通知が届いた

ヘルパーからの連絡で、一人暮らしで認知症の叔母の自宅に、光回線、プロバイダー、IP電話の申し込みを受けたという通知が届き、すでに工事も終わっていた。叔母はインターネットを利用していないので必要ない。



契約者本人が認知症であることを理由に、事業者へ解約に応じるよう求めたいと考えています。そこで、問題となるのが契約時点での本人の判断能力です。

判断能力が不十分な時にした契約は無効とされますが、仮に、認知症を発症していたとしても、契約時点の判断能力を証明するのは困難で、消費生活センターでも事業者とのあっせんに苦慮しています。そのようなときに有効なのが、成年後見制度の利用です。どのように手続きし、活用できるのでしょうか。

# 成年後見制度を知ろう！

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害等が原因で判断能力が低下した人に代わり、成年後見人等が契約をしたり、財産を管理したりして、本人の生活や財産を守る制度です。

制度には、本人の判断能力が不十分になってから家庭裁判所が成年後見人等を選任する「**法定後見制度**」と、判断能力に問題がないときに、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ後見人就任予定者と本人が契約をする「**任意後見制度**」があります。

## 契約の取り消しができる「法定後見制度」

法定後見制度には、本人の判断能力の程度によって、**後見**、**保佐**、**補助**の3類型があり、それぞれ、**成年後見人**、**保佐人**、**補助人**が選任されます。どの類型となるかは医師の診断や鑑定に基づき、家庭裁判所が決めます。

成年後見人等は、法や裁判所に付与された**同意権の範囲の契約**について、同意を得ずに本人がした契約は**取り消すことができ、契約時にさかのぼって契約がなかったこととなります**。品物などを受け取っていたら返さなければなりません、使って無くなってしまった分は返す必要はありません。

後見等の類型	法定後見制度			任意後見
	後見	保佐	補助	
本人の判断能力	普段から欠けている状態	著しく不十分	不十分	—
同意・取消権	・原則的にすべての行為	・重要な財産の処分など、法律で決められた行為 ・裁判所の審判で同意権を付与された行為	・重要な財産の処分など、裁判所の審判で同意権を付与された行為	なし

### もし、1ページの事例で契約時に成年後見人が選任されていたら、結論がどう変わるでしょうか？

#### 事例1

工事のキャンセルを申し出ると、業者は契約書通りに多額のキャンセル料を請求し、返金額が大きく減った。



成年後見人が契約を取り消すことにより契約が無かったことになり、工事を中止し、工事業者から支払い済みの350万円が返金される。

#### 事例2

販売業者からの勧誘は止まらず、親族の知らないうちに、新たな化粧品や健康食品が注文されてしまった。



成年後見人が契約を取り消して、残っている化粧品や健康食品を返品し、返金してもらえる。  
また、契約しても成年後見人によって取り消されるので、結果的に勧誘がなくなる。

#### 事例3

一方的に解約できる期間が過ぎていたため、解約時に違約金が請求され、実施済みの工事代金も請求された。



成年後見人が契約を取り消して、通信事業者に機器の撤去や実施済みの工事を元の状態に戻してもらい、支払ったお金を返してもらえる。

# 成年後見制度 Q & A

## 申立ては誰ができる？



本人や配偶者、4親等以内の親族が、本人の住所の家庭裁判所に成年後見制度の利用の開始を申立てることができます。

親族等が申立てできない場合には、市区町村長が申立てすることもできます。身寄りがなく、認知症等のために成年後見人等の支援が必要な方がおられましたら、4ページ記載の問い合わせ先にご相談ください。

### 〈法定後見の申立てに必要な書類〉

- ・ 申立書
- ・ 申立人以外の親族の意見書
- ・ 親族関係図
- ・ 本人の財産目録、収支予定表
- ・ 診断書（診断書作成料は各病院等で異なります）
- ・ 本人の戸籍謄本等

…など

### 〈申立てにかかる費用〉（千葉家庭裁判所管内）

- ・ 申立手数料 1件につき800円分の収入印紙（保佐や補助で、代理権や同意権を追加する審判を申立てるときは、申立て1件につき800円分）
- ・ 成年後見登記の手数料 2,600円分の収入印紙
- ・ 郵便切手（後見）3,518円分（保佐・補助）4,518円分（鑑定が行われる場合、鑑定料10万円程度が必要な場合があります）

2020年9月現在

## 誰がなるの？

選任は、家庭裁判所が行います。成年後見人等になることに資格等は必要ないので、家族がなることも、複数の成年後見人等を選任することも、法人を選任することもできます。

申立ての際に候補者を推薦することができますが、本人の財産状況や抱えている問題によっては、必ずしも候補者が選ばれるとは限らず、裁判所の判断で弁護士等の専門職が選任される場合もあります。

## 何をするの？

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身や生活の状況に配慮しながら、権限の範囲で本人に代わって財産を管理したり、必要な契約をしたりします。

本人の介護をしたり、病院に連れて行ったりすることは成年後見人等の仕事ではなく、そのようなサービスの利用の契約を本人の代わりに行うことが成年後見人等の仕事です。

成年後見人等は年に一度、決まった時期に、報告書や通帳のコピー等を提出することで、本人の生活状況や財産状況を家庭裁判所に報告します。

## 報酬は？

報酬は、年に一度、家庭裁判所に報告書を出す際に報酬の付与を申請して、家庭裁判所が報酬額を決めます。

報酬額の目安は裁判所のサイトに公表されていますが、月額2万円を基準に、本人の財産状況や、成年後見人等の仕事の内容から増減されます。報酬は本人の財産から支払われます。

本人の収入や財産が少ない場合には、報酬を助成する制度を設けている自治体もあります。

家族等が後見人になり、報酬をもらわないのであれば、報酬付与の申請は必要ありません。



## 成年後見制度に関する問い合わせ先

### 〈成年後見等の申立てについて〉

- 千葉家庭裁判所 市川出張所（船橋市に住所がある方の管轄裁判所）… 電話 047-336-3003  
〒272-8511 市川市鬼高2-20-20

### 〈知的障害や精神障害の方〉

- 船橋市障害者成年後見支援センター…………… 電話 047-407-4441
- 船橋市役所 障害福祉課（知的障害の方）…………… 電話 047-436-2309
- 船橋市保健所 地域保健課（精神障害の方）…………… 電話 047-409-2859

### 〈高齢者の方〉

- 船橋市役所 高齢者福祉課…………… 電話 047-436-2352

### 〈身寄りのない認知症高齢者に関する申立ての相談〉

- お住いの地域を管轄する地域包括支援センター
- |                           |    |              |
|---------------------------|----|--------------|
| 中部地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-423-2551 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター…………… | 電話 | 047-404-7061 |
| 東部地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-490-4171 |
| 前原地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-403-3201 |
| 三山・田喜野井地域包括支援センター……………    | 電話 | 047-403-5155 |
| 習志野台地域包括支援センター……………       | 電話 | 047-462-0002 |
| 西部地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-302-2628 |
| 塚田地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-404-7221 |
| 法典地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-430-4140 |
| 南部地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-436-2883 |
| 北部地域包括支援センター……………         | 電話 | 047-440-7935 |
| 二和・八木が谷地域包括支援センター……………    | 電話 | 047-448-7115 |
| 豊富・坪井地域包括支援センター……………      | 電話 | 047-457-3331 |

**高齢者等の消費者被害に気付いたら、まずは消費生活センターにご連絡ください。**

船橋市内にお住まいの方は  
**047-423-3006**

市外にお住まいの方は  
(局番なし) **188**